

# 時間外（延長）保育事業 実施計画届出書マニュアル

令和7年8月 子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室

(第 1 号様式) 時間外(延長)保育事業実施計画届出書

年度末に次年度の時間外(延長)保育事業の実施計画を提出してください。

※提出時期等については、別途通知いたします。

(第1号様式(1))

園コード ( 9999 )

4桁の園コードを記入してください。わからない場合は空白にしておいてください。

時間外(延長)保育事業実施計画届出書

|                                             |                                             |
|---------------------------------------------|---------------------------------------------|
| (宛先) 京都市長                                   | 令和6年3月31日                                   |
| (施設・事業所所在地)<br>京都市中京区寺町通御池上る<br>上本能寺前町488番地 | (施設・事業所名)<br>きょうと保育園<br>(施設長・管理者名)<br>京都 太郎 |

申請日及び施設情報を入力してください。  
なお、年度当初から実施される場合は、4月1日以前にしてください。

次のとおり、令和6年度時間外(延長)保育事業に係る実施計画を届け出ます。

1 保育標準時間認定(11時間を超える保育)

|        |          |       |   |       |             |
|--------|----------|-------|---|-------|-------------|
| ①事業の区分 |          | 1時間延長 |   |       |             |
| ②開所時間  | 保育標準時間の前 |       | ～ |       | ( )         |
|        | 保育標準時間   | 7:00  | ～ | 18:00 | ( 11時間00分 ) |
|        | 保育標準時間の後 | 18:00 | ～ | 19:00 | ( 1時間00分 )  |

次年度に実施する標準時間に係る時間外保育について✓してください。

標準時間及び時間外保育時間について記入してください。

2 保育短時間認定(各施設が設定するコアタイムを超える保育)

|       |                      |   |                               |   |       |            |
|-------|----------------------|---|-------------------------------|---|-------|------------|
| ①開所時間 | 保育短時間の時間帯<br>(コアタイム) | ✓ | 8:00                          | ～ | 16:00 | ( 8時間00分 ) |
|       |                      | ✓ | 8:30                          | ～ | 16:30 | ( 8時間00分 ) |
|       |                      |   |                               | ～ |       | ( )        |
|       |                      |   | 午前8時30分～午後5時00分のうち保護者が希望する8時間 |   |       |            |

短時間のコアタイムについて記入してください。

3 時間外(延長)保育利用料

- ☒ 利用料は、標準利用料と同額又はそれ以下。  
(※標準時間認定において、30分延長の利用料が1時間延長の金額と同額又はそれ以下の場合も含む。)  
市の定める標準利用料(単位:月額)

| 延長時間             |          | 標準時間認定 |        | 短時間認定  |        |        |
|------------------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                  |          | 1時間延長  | 2時間延長  | 1時間延長  | 2時間延長  | 3時間延長  |
| 第1階層             |          | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 第2階層(ひとり親世帯)     |          | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 第2階層<br>(その他の世帯) | 民間保育園等   | 1,500円 | 2,000円 | 1,000円 | 2,000円 | 3,000円 |
|                  | 家庭的保育事業等 | 900円   | 1,800円 | 900円   | 1,800円 | 2,700円 |
| 上記以外の世帯          | 民間保育園等   | 2,500円 | 5,000円 | 2,500円 | 5,000円 | 7,500円 |
|                  | 家庭的保育事業等 | 2,200円 | 4,400円 | 2,200円 | 4,400円 | 6,600円 |

上下2つの口のうち、いずれかを✓してください。  
市の定める標準利用料と同額またはそれ以下に設定している場合は、上の口に✓してください。  
本市の定める標準利用料を上回る額を設定している場合は、下の口に✓したうえで、第1号様式(2)に必要事項を入力してください。

※本市の定める標準利用料を上回る利用料を設定されている場合は、利用料減免分経費の支弁対象となりませんので、御注意ください。

- ☐ 利用料は、標準利用料を上回る。(第1号様式(2)に記載)

(第1号様式(2))

時間外（延長）保育利用料

(1) 保育標準時間

| (1) 保育標準時間       |       | 30分延長  |      | 1時間延長  |      | 2時間延長  |      |
|------------------|-------|--------|------|--------|------|--------|------|
| 第1階層             | 月額の場合 | 0円     |      | 0円     |      |        |      |
|                  | 日額の場合 | 円(上限額) | 円/月) | 円(上限額) | 円/月) | 円(上限額) | 円/月) |
| 第2階層<br>(ひとり親世帯) | 月額の場合 | 0円     |      | 0円     |      |        |      |
|                  | 日額の場合 | 円(上限額) | 円/月) | 円(上限額) | 円/月) | 円(上限額) | 円/月) |
| 第2階層<br>(その他の世帯) | 月額の場合 | 700円   |      | 1,400円 |      |        |      |
|                  | 日額の場合 | 円(上限額) | 円/月) | 円(上限額) | 円/月) | 円(上限額) | 円/月) |
| 上記以外の世帯          | 月額の場合 | 1,400円 |      | 2,800円 |      |        |      |
|                  | 日額の場合 | 円(上限額) | 円/月) | 円(上限額) | 円/月) | 円(上限額) | 円/月) |

(2) 保育短時間

|                  |       | 1時間延長  |      | 2時間延長  |      | 3時間延長  |      |
|------------------|-------|--------|------|--------|------|--------|------|
| 第1階層             | 月額の場合 | 2,500円 |      | 5,000円 |      |        |      |
|                  | 日額の場合 | 円(上限額) | 円/月) | 円(上限額) | 円/月) | 円(上限額) | 円/月) |
| 第2階層<br>(ひとり親世帯) | 月額の場合 | 2,500円 |      | 5,000円 |      |        |      |
|                  | 日額の場合 | 円(上限額) | 円/月) | 円(上限額) | 円/月) | 円(上限額) | 円/月) |
| 第2階層<br>(その他の世帯) | 月額の場合 | 2,500円 |      | 5,000円 |      |        |      |
|                  | 日額の場合 | 円(上限額) | 円/月) | 円(上限額) | 円/月) | 円(上限額) | 円/月) |
| 上記以外の世帯          | 月額の場合 | 2,500円 |      | 5,000円 |      |        |      |
|                  | 日額の場合 | 円(上限額) | 円/月) | 円(上限額) | 円/月) | 円(上限額) | 円/月) |

(3) その他

【第2子減免や、時間・理由・日数・形態(通常・緊急)別による利用料の設定】

本市の定める標準利用料を上回る利用料を設定されている場合は、この様式に各延長時間に設定した利用料を記載してください。

※ 第1階層及び第2階層世帯の利用料について、市の定める標準利用料と同額またはそれ以下に設定している場合は、本市事業の範囲において補助適用しますので、交付申請を行ってください（免除・減額の全額は補助適用されません。）。

※ 第1階層及び第2階層世帯の利用料について、免除・減額をしていない場合は補助適用できません。

上記以外に設定している場合は、こちらにご記入ください。